

旧

浜松市建築設計等委託料算定基準

浜松市

令和6年10月

新

浜松市建築設計等委託料算定基準

浜松市

令和7年3月

浜松市建築設計等委託料算定基準

1 総 則

この基準は、浜松市による建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の標準的な算定方法について定めたものである。

2 設計業務等委託料算定方法

「静岡県建築設計等委託料算定基準 2 設計業務等委託料算定方法」による。

3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項

「静岡県建築設計等委託料算定基準 3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項」による。

4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法

4-1 適用

この算定方法は、新築設計業務に係る基本設計及び実施設計を一括して委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法」による。

5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法

5-1 適用

この算定方法は、改修設計業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法」による。

6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法

6-1 適用

この算定方法は、解体設計業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法」による。

浜松市建築設計等委託料算定基準

1 総 則

この基準は、浜松市による建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の標準的な算定方法について定めたものである。

2 設計業務等委託料算定方法

「静岡県建築設計等委託料算定基準 2 設計業務等委託料算定方法」による。

3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項

共通事項は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項 3-1～3-5」による。

設計変更については、「静岡県建築設計等委託料算定基準 3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項 3-6（1）及び（2）」によるほか、次による。

- （1） 変更後の業務価格（設計金額・税抜き）は、万円単位（万円未満切捨）とする。なお、端数処理は技術料等経費で調整し、技術料等経費が無い場合は諸経費で調整する。**
- （2） 変更後の設計業務等委託料（契約金額・税込み）は、（1）で算出した業務価格に、変更前の設計業務等委託料（契約金額・税込み）を変更前の設計業務等委託料（設計金額・税込み）で除して得た割合を乗じ、千円単位（千円未満切捨）とした額に消費税等相当額を加えた額とする。**

4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法

4-1 適用

この算定方法は、新築設計業務に係る基本設計及び実施設計を一括して委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法」による。

5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法

5-1 適用

この算定方法は、改修設計業務を委託する場合に適用する。

7 設計意図伝達業務に関する算定方法

7-1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計対象業務である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

ただし、浜松市が発注する設計業務については通常、対象外業務とする。

7-2 業務人・時間数の算定

設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、設計契約図書等の定めに基づき設計意図伝達業務に係る業務委託契約書等に記載された業務内容に基づき、算定する。

8 工事監理業務に関する算定方法 1

8-1 適用

この算定方法は、新築工事の監理業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2 及び8-4」による。

9 工事監理業務に関する算定方法 2

9-1 適用

この算定方法は、改修工事及び解体工事の監理業務を委託する場合に適用する。

9-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間

業務人・時間は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、各工種（建築・電気・機械）の担当者が現場で業務を行う頻度を元にして、次式により算定する。なお、お盆休み（1週間）・正月休み（2週間）・機器の製作期間等、現場での業務がないことが明らかな期間は見込まない。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{各工種の標準業務に係る業務人・時間数})$$

$$(\text{各工種の標準業務に係る業務人・時間数})$$

$$= (\text{各工種の担当者が現場で業務を行う頻度} [\text{人・時間/週}]) \times (\text{履行期間} [\text{週}])$$

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法」による。

6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法

6-1 適用

この算定方法は、解体設計業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法」による。

7 設計意図伝達業務に関する算定方法

7-1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計対象業務である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

ただし、浜松市が発注する設計業務については通常、対象外業務とする。

7-2 業務人・時間数の算定

設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、設計契約図書等の定めに基づき設計意図伝達業務に係る業務委託契約書等に記載された業務内容に基づき、算定する。

8 工事監理業務に関する算定方法 1

8-1 適用

この算定方法は、新築工事の監理業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2 及び8-4」による。

9 工事監理業務に関する算定方法 2

9-1 適用

この算定方法は、改修工事及び解体工事の監理業務を委託する場合に適用する。

9-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間

業務人・時間は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数の算定は、「静岡県建築設計等委託料算
定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2 (3)」による。

(4) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

追加業務に係る業務人・時間数の算定は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理
業務に関する算定方法 8-4」による。

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、各工種（建築・電気・機械）の担当者が現場で業務を
行う頻度を元にして、次式により算定する。なお、お盆休み（1週間）・正月休み（2週間）・
機器の製作期間等、現場での業務がないことが明らかな期間は見込まない。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \sum (\text{各工種の標準業務に係る業務人・時間数})$$

(各工種の標準業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{各工種の担当者が現場で業務を行う頻度} [\text{人・時間/週}]) \times (\text{履行期間} [\text{週}])$$

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数の算定は、「静岡県建築設計等委託料算
定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2 (3)」による。

(4) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

追加業務に係る業務人・時間数の算定は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理
業務に関する算定方法 8-4」による。

平成23年 4月 1日 発行
平成27年 7月 1日 改定
令和 2年 4月20日 改定
令和 6年10月 1日 改定

浜松市 財務部 技術監理課

平成23年 4月 1日 発行
平成27年 7月 1日 改定
令和 2年 4月20日 改定
令和 6年10月 1日 改定
令和 7年 3月10日 改定

浜松市 財務部 技術監理課